

償却資産や建物の取り壊しなど

固定資産に関する 申告と届け出を忘れずに

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎(76)0964

◆償却資産の申告は 1月25日(水)までに

償却資産は、会社や個人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている建物付属設備、構築物、工具・機械、備品などです（下記例参照）。

これらは固定資産税の課税対象となりますので、所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を資産が所在する市町村に申告する必要があります。前年度申告した人に対しては、12月中に申告書を送付します。令和4年1月2日から令和5年1月1日の増減資産を記入し、提出してください。増減がない場合や、事業を廃止した場合も申告が必要です。初めて申告する人で、申告書が必要な場合は、連絡してください。

提出期間 令和5年1月4日(水)

※法定期限は1月31日(火)ですが、早めの提出にご協力ください。

◆建物を壊したら 忘れずに届け出を

固定資産の建物に対する課税は、毎年1月1日現在の有無で決まります。住宅や工場、物置などの建物を壊した場合は、届け出が必要です。届け出がないと来年度も固定資産税が課税されます。

既に取り壊している、または年内に取り壊す予定がある場合は、必ず届け出てください。

◆申告と届け出は 最寄りの庁舎・支所へ

申告と届け出は、税務課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課で受け付けています。（償却資産の申告は、郵送やeLTAXでも受け付けています。）

対象となる償却資産の例

◆理容所・美容室

理・美容椅子、洗面設備、サインポールなど

◆小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫、トッカー、自動販売機、冷蔵庫など

◆飲食店

調理設備、レジスター、冷蔵庫など

◆医院

ベッド、手術台、X線装置、調剤機器など

◆不動産賃貸業（駐車場・アパートの貸付業）

アスファルト舗装、植栽などの外構工事など

◆ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機、ガソリン計量器、照明設備など

◆建設業

ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベルなど

◆工場

各種製造設備（旋盤、金型、プレス機など）、受変電設備など

◆ホテル・旅館

客室備品、ボイラーなど

◆売電事業

事業としての太陽光発電設備など

～事業用・売電目的の太陽光発電設備は申告が必要です～

売電目的や工場・事務所の屋根などに設置した太陽光発電設備は、償却資産の申告が必要です。

太陽光発電設備を所有している人は、設置状況を確認し、対象となる場合は、1月末までに申告してください。

※再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を

受けた自家消費型設備については、特例対象となる場合があります。所有する太陽光発電設備などが償却資産の申告の対象となるか分からない場合や、申告方法・特例制度など不明な点がございましたら、お問い合わせください。



設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産として申告の対象です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む人が、その事業のために太陽光発電施設を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産として申告の対象となります。新たに売電事業を始めた人も申告の対象です。
個人 (住宅用)	住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として申告の対象となります。発電出力が10キロワット以上の余剰売電設備も申告の対象です。